

下呂市告示第 53 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 2 年 3 月 19 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 19 日

下呂市長 服部 秀洋

別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 土木課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番号	路線名	起点 終点	供用開始の期日
1	門和佐 34 号線	下呂市門和佐字萱場 1840 番 2 地先から 下呂市門和佐字大野 2130 番 7 地先まで	令和 2 年 3 月 19 日
2	小川 55 号線	下呂市小川字大淵 2294 番 7 地先から 下呂市小川字大淵 2312 番 1 地先まで	令和 2 年 3 月 19 日
3	月本線	下呂市金山町菅田桐洞字三度田 912 番 2 地先から 下呂市金山町菅田桐洞字番田 2717 番 5 地先まで	令和 2 年 3 月 19 日
4	少ヶ野 23 号支線	下呂市三原イカダバ 21 番 2 地先から 下呂市三原イカダバ 9 番 2 地先まで	令和 2 年 3 月 19 日
5	少ヶ野 23 号線	下呂市三原イカダバ 19 番 3 地先から 下呂市三原イカダバ 3 番地先まで	令和 2 年 3 月 19 日